

# 会 議 録

## 1 会議名

令和2年度 上越市入札監視委員会 第2回会議

## 2 議題（公開・非公開の別）

【開会】（公開）

【挨拶】（公開）

【報告】（公開）

○発注状況について（市発注）

（ガス水道局発注）

【審議】（公開）

○抽出案件の審議について

## 3 開催日時

令和2年12月24日（木）午後1時30分から午後3時30分まで

## 4 開催場所

上越文化会館 4階 大会議室

## 5 傍聴人の数

0人

## 6 非公開の理由

なし

## 7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

・委員：今本啓介、足利昌子、竹内直子、大丸明宏、上原みゆき

・事務局

上 越 市：平野契約検査課長、鋤柄副課長、歌川係長、荒川係長、春日主任

ガス水道局：山田総務課長、新部副課長、城川係長、池田主任、小林主任

（審議案件担当課等）

下水道建設課：杉田係長、丸山主任

教育総務課：細野係長

頸城区教育・文化グループ：福井主任

安塚区総務・地域振興グループ：唐澤班長

生活環境課：星野係長

板倉区建設グループ：渡辺班長、穂苅主任

こども課：武藤主事

ガス水道局建設課：三宅主任

ガス水道局維持管理課：水澤係長

ガス水道局浄水センター：江口係長、松矢主任、八木主任

## 8 発言の内容

【開会】

平野課長： それでは定刻となりましたので、これから始めさせていただきたいと思  
います。本日は、年末の何かとお忙しい中、お集まりいただきまして誠に  
ありがとうございます。本日の進行は、契約検査課の平野が務めさせて頂  
きます。未だ、新型コロナウイルス感染症につきましては先が見えない中、  
12月17日に県が、県内での新型コロナウイルス感染拡大を受けまして、  
警戒レベルを注意報から一段階引き上げて警報としたところございま  
す。一方、市の入札及び契約手続における客観性及び透明性の向上並びに  
公正性の確保を図ることも重要な審議会の所掌事項でございますので、こ  
のような状況下ではございますが、皆様にお集まりをいただいたところで  
ございます。今回も前回の監視委員会同様、新型コロナウイルス感染拡大  
防止のため、途中で換気を行いながら、ご審議をお願いしたいと考えてお  
りますので、よろしくお願ひいたします。なお、今回の入札監視委員会に  
つきましては、委員の皆様の任期内における最後の定例会となります。次  
期の入札監視委員会の市民委員につきましては、すでにホームページ等で  
募集を始めており、来年2月1日までの応募とさせていただきますので、  
お手元の資料の中に委員募集チラシをご用意させていただきましたので、  
皆様からも広くご周知いただければ幸いです。

平野課長： それでは、会の開会の前に資料の確認をお願いいたします。事前に配布  
されたものといたしまして、次第、それから資料1-1、こちらのほうは、発  
注状況総括表で市発注分とガス水道局発注分がございまして、4ページ以  
降は、ガス水道局発注分がございまして、それから資料2といたしまして、抽  
出案件の概要ということで、今回は、宮崎委員から抽出をいただきました  
No.1からNo.10の案件、それから、当日の配布資料といたしまして、委員名  
簿、座席表、それから委員募集チラシをご用意させていただきました。皆  
様、資料のほうはよろしいでしょうか。続きまして、会議の出席委員数に  
ついてですが、本日の出席委員は5名、欠席委員は1名となっております  
ので、上越市入札監視委員会設置要綱第7条第2項の規定により、開会の  
要件である半数以上に達していることをご報告いたします。

それでは、只今から上越市入札監視委員会令和2年度第2回会議を始め  
させていただきます。

なお、上越市では市政への理解と信頼を深め、開かれた市政を一層推進  
するために、審議会等の会議を原則として公開し、市民の皆様から傍聴し  
ていただけるようにしておりますので、あらかじめご了承くださいと  
存じます。

始めに今本委員長からご挨拶をいただいた後、入札監視委員会設置要綱  
第7条第1項の規定に基づき、以降の進行は委員長からお願いしたいと思  
います。それでは委員長、よろしくお願ひいたします

【挨拶】

今本委員長： 皆さんこんにちは。新型コロナウイルスの感染が止まらない中、このような場を設けていただきまして、ありがとうございます。本日でこの任期での会議は最後ということで、今年は1回少なかったわけですが、これまでも充実した議論が行われてきたかと思います。本日も契約につきまして、皆様のいろいろなご指摘を伺えればと思っておりますので、本日はお忙しい中とは思いますが、ご意見を賜れるようにと思います。

## 【報告】

### ○発注状況について

今本委員長： それでは、次第に沿って議事を進めていきたいと思えます。まず、報告から入ります。発注状況について、市発注分についてお願いします。

(市発注)

平野課長： 資料1-1に基づき説明

今本委員長： ありがとうございます。只今の事務局の説明について、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

大丸委員： 物品関係の平均落札率が、前年度に比べて3.74%減ということですが、ほかのところは、ほとんど前年度と同じくらいの落札率だと思うのですが、ここだけ極端に今回低いのですが、これはどういう理由なのでしょう。

平野課長： 物品の落札率が3.74ポイント低くなっている要因ですが、昨年度は、休日・夜間診療所の配備薬品が128種類ございましたが、この配置薬品の平均落札率が99.65%と高く、これが影響しまして、令和元年度全体の落札率が92.17%となったものであります。

今本委員長： 今ほどの平均落札率の件ですが、平成30年度は、もっと低かったということでしょうか。

平野課長： 平成30年度は、約88%でございました。

今本委員長： そちらが普通だということですか。

平野課長： この薬品関係の発注があると落札率は高くなっていると思われます。他の年度も含めまして3年間で見る限りでは、薬品の発注が無ければ、これぐらいで収まっていると思われます。

今本委員長： ありがとうございます。ほかに何かありましたらお願いします。

全委員： (意見なし)

今本委員長： 続きまして、資料1-2 ガス水道局発注分につきまして、事務局より説明をお願いします。

(ガス水道局発注)

山田課長： 資料1-2に基づき説明

今本委員長： ありがとうございます。只今の事務局の説明について、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

全委員： (意見なし)

## 【審議】

### ○抽出案件の審議について

今本委員長： 続きまして、審議に入りたいと思います。今回の審議案件につきまして、本日欠席ではありますが、宮崎委員から 10 件選んでいただきました。抽出理由につきましては、資料の下段に記載してありますが、本日は宮崎委員が欠席しておりますので、そのまま、それぞれ審議をしたいと思っております。

審議については、これまでと同様に、各案件について事務局が概要説明を行った後、委員の皆様からご質問をいただき、事務局から回答をするという形で進めてまいりたいと思います。

案件の担当部局の担当者にも同席をいただいておりますが、同席されている担当の方は発言をされる際、最初に部署名と名前を言っていただいから、回答をお願いします。

案件審議の順番については、No.1 から順に審議をしてまいりたいと思います。まず、No.1 公共下水道舗装本復旧工事につきまして、抽出理由は、他の工事、制限付き一般競争入札の落札率が 100%に近いところ、本件落札率は低い傾向にあるということで抽出していただいておりますが、事務局から概要の説明をお願いします。

#### 《No.1 公共下水道舗装本復旧工事》

鋤柄副課長： 1 件目の案件は、岩木地内で行われました、公共下水道舗装本復旧工事です。工期は令和 2 年 7 月 27 日から令和 2 年 12 月 3 日までの 130 日間です。

主な工事内容は、工事延長が約 1,165m の下水道の舗装工事で、予定価格は税抜き 2,563 万円、税込みで約 2,820 万円となり、2,000 万円以上の工事になりますので、制限付き一般競争入札を行いました。

資格要件は、舗装工事の A 級工事、こちら 1,500 万円以上の工事ですが、このような工事となりますので、市内本社又は営業所の舗装 A ランク業者で舗装工事に必要な重機である、アスファルトフィニッシャーを所有している業者とし、市内営業所に関しては、舗装工事の監理技術者が常勤していること、常勤従業員が 3 名以上であること、契約締結等の権限を委任されている者が常勤していること、実質的な業務を 5 年以上行っていること、の 4 つの条件を付しております。当該業者数は、10 者となります。

入札結果ですが、応札業者は全部で 8 者となり、落札者は、世紀東急工業㈱で、落札率は 83.90% でした。

本件については、他の工事、制限付き一般競争入札の落札率が 100%に近いところ、本件落札率は低い傾向にあるという理由で抽出していただい

ております。

今回、宮崎委員からは、令和2年7月1日から令和2年10月31日までに発注した工事の中から審議案件を抽出していただいております。この期間に制限付き一般競争入札は41件あり、平均落札率は96.22%となっておりますので、委員がおっしゃるとおり、他の工事と比較すると、本工事の落札率83.90%でして、低い傾向にあると言えます。

改めて、この制限付き一般競争入札41件の内容を見てみますと、本工事以外に舗装工事は3件があり、これらの落札率は、83.54%、83.35%、83.52%と、3件ともほぼ同程度の結果となっております。

また、この4件のほかに、本年度に入って6月30日までの間にも、制限付き一般競争入札を行った舗装工事が1件ありましたが、この工事の落札率は84.17%でした。

これらの結果を見ますと、落札率が低いのは本工事に限ったことでなく、舗装工事全般に言える傾向であることが分かります。

この傾向は、過去3年間の制限付き一般競争入札の舗装工事の平均落札率を見ても言えることで、平成29年度から令和2年度までの3年間の制限付き一般競争入札の工事の全体の平均落札率は、概ね94~96%であったのに対し、舗装工事については、平成29年度は85.60%、平成30年度は84.17%、令和元年は84.28%となっており、84~85%と全体平均より低い率で推移しております。

それでは、なぜ舗装工事の落札率が低くなる傾向にあるのかを考えてみますと、舗装工事は、他の工事に比べ経費調整しやすいのではないかと考えております。これはあくまで推察の範囲ですが、舗装工事は作業が比較的単純であるため、標準工期より短時間で現場を完了することができます。そのため、他の工事、例えば土木工事などに比べまして、現場事務所等の仮設費や重機等の機械経費などの経費をかけずに施工ができると思われま

平野課長： 今ほどの説明の中で、落札業者を世紀東急工業(株)と申し上げましたが、誤りでございまして、資料にあるとおり、落札決定と書いてございます田中産業(株)が落札しておりますので訂正させていただきます。失礼いたしました。

今本委員長： ありがとうございます。只今の事務局の説明について、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

大丸委員： 今の説明で、舗装工事については落札率が低く出るという理由はよく分かりましたけれども、そもそも、予定価格というのは、どういう根拠で決められているのでしょうか。過去を振り返って見て、皆85%とか83%台であるとすれば、もともと予定価格が高すぎるのではないのでしょうか。

鋤柄副課長： 予定価格につきましては、県や国の標準単価を使って設計を組んでいま

すので、それ自体が高すぎるということは考えておりません。ただ、業者さんの積算の能力等が非常に高くなれば、それだけ予定価格に近い数字になりますし、予定価格に近い数字であっても、さらに業者さんの受注意欲が高ければ、最低制限価格に近づくと考えています。最低制限価格の計算式は、市のホームページに載っておりますので、業者さんが何とか頑張っ  
て落としたいという意思が強ければ、それに近づけてくる、受注意欲が高ければそうなると考えておりますので、予定価格自体が高すぎるということは考えておりません。

今本委員長： 大丸委員いかがですか。

大丸委員： わかりました。それとは別に、世紀東急工業(株)と田中産業(株)は、たまたま千円単位まで同じ金額で応札しているわけですが、こういうことって実際にあるのでしょうか。千円単位まで揃えてくるということは、一般常識からすると信じられないのですが、こういうことってよくあるのでしょうか。

鋤柄副課長： 舗装工事につきましては、公表されている単価も多いですし、今までの実績からみますと、このような抽選という形で選ばれる件数は少なくはないです。

今本委員長： ほかに何かありましたらお願いします。

全委員： (意見なし)

今本委員長： 続きまして、No.2 の案件ですが、大瀧小学校既設空調設備（教務室・会議室）更新工事につきまして、抽出対象案件No.2 からNo.7 にかけて、空調関係、エアコン設置関係につき、極端に落札率にばらつきがあるのは何故かということですが、事務局から説明をお願いします。

#### 《No.2 大瀧小学校既設空調設備（教務室・会議室）更新工事》

鋤柄副課長： 2 件目の案件は、頸城区百間町で行われました、大瀧小学校既設空調設備更新工事です。

工期は令和 2 年 7 月 10 日から令和 2 年 9 月 7 日までの 60 日間です。

工事内容は、小学校の教務室及び会議室にエアコンを 2 台設置する工事で、予定価格は税抜き 353 万円、税込みで約 380 万円となり、2,000 万円未満の工事になりますので、指名競争入札を行いました。

この工事は、管工事に該当するため、通常であれば管業者の中から選定しますが、特に能力の小さいエアコンの設置工事については、電気業者での施工も可能であることから、選定対象を管業者に限定せず、管業者と電気業者の中から地理的要件により選定することとしており、本工事については、参考見積業者、元施工業者、メンテ業者を含む、管及び電気の A 及び B ランク業者を 14 者選定しています。

入札結果ですが、応札業者は全部で 5 者となり、落札者は元施工業者の

㈱矢野電気工業所で、落札率は 58.07%でした。

宮崎委員からは、抽出対象案件のNo.2～7にかけて、空調関係、エアコン設置関係につき、極端に落札率にばらつきがあるのは何故かという理由で抽出していただいております。

回答に当たっては、本件No.2 のほかに、No.3 から 7 の工事も関連しますので、それらの工事の概要について簡単に説明いたします。

本件の入札と同じ日に、小中学校のエアコン工事の入札を 5 件行っております。大瀧小学校、城北中学校、柿崎小学校、大手町小学校、城東中学校、こちらいずれも、普通教室のエアコン工事となっております。

工事の内容や規模は本件と同じで、教室にエアコンを 1、2 台設置する工事、予定価格は、税込みで 170 から 380 万円程度の工事になり、指名競争入札を行いました。

指名業者も、本件の工事と同様に、管業者と電気業者の中から地理的要件により 14 者選定しています。

入札の結果ですが、本件と同様に、落札業者は全て当該小中学校のエアコン設置工事の元施工業者となっております。

落札率は 59.56%、98.52%、95.74%、50.32%、23.48%と 23.48～98.52%まで幅があり、委員ご指摘のとおりばらつきがありました。

それでは、次に、落札率のばらつきの原因について説明いたします。

まず、6 件の中で落札率の高かったNo.4 とNo.5 の城北中学校、柿崎小学校の 2 件の工事についてですが、500 万円未満の管工事の令和元年の平均落札率は 94.97%と、約 95%となっておりますので、No.4 の 98.52%とNo.5 の 95.74%は平均落札率と同程度の結果になっており、この落札率は平均的な率と捉えています。

次に、残りの 4 つの工事ですが、この 4 つの工事の落札率は、平均落札率と比較して極端に低くなっていることから、ばらつきの原因は、この 4 つの工事の落札率が低いことにあると考えます。

では、なぜ低くなったかについてですが、この点については、4 つの工事で行った低入札価格調査において、落札者に低価格でできる理由を確認しております。

最初に大瀧小学校の教務室・会議室と普通教室の 2 件の工事ですが、落札者の㈱矢野電気工業所に聞いたところ、当該業者は 6 月に同じ大瀧小学校のトイレ改修電気設備工事を受注しており、この 2 つの工事が同じ現場であることから、経費を圧縮できたということでした。このほか、付き合いの長いメーカーから機器を安価で仕入れることができたこともあり、また、元施工業者なので現場の状況に精通しており、受注意欲も高いので、企業努力により諸経費等を低減したとのことでした。

次に、大手町小学校と城東中学校の 2 件の工事ですが、落札者の㈱サト

コウによると、他の工事、こちら民間発注工事ですが、こちらでエアコンを大量に納入する予定があり、それと一緒に発注することで機器を安価に仕入れることができたということでした。また、(株)矢野電気工業所と同様に、元施工業者ということもあり諸経費等を低減できたとのことでした。

以上が、落札者から聞き取った低価格の理由ですが、入札参加業者の応札額は、業者のその時々の手持ち工事の状況や機材調達のタイミング、また、仕入先の状況等で決まるものであり、落札率の低かった4つの工事については、こうした要因が重なり、結果として落札率が低くなったものと考えています。

なお、本件を含む6件の工事は、全て問題なく工期までに適正に工事が完了しておりまして、設置以降、順調に稼働していることを確認しております。

今本委員長： ありがとうございます。それでは、只今の事務局の説明について、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

確認ですが、先ほど他の小学校の件も説明されていましたが、それは抽出案件ではないですね。

鋤柄副課長： 抽出案件ではありません。

今本委員長： 他の事例ということですね。

鋤柄副課長： はい。抽出案件との比較ということです。

今本委員長： エアコンの設置ということですが、夏の猛暑の対策で、小学校にエアコンを入れるということがありましたけど、これは、それぞれの小学校で発注するべきものなののでしょうか。素人考えでは、一括発注のほうが安くなるのかと思うのですが。

細野係長： 普通教室へのエアコン設置の関係ですが、当市の場合、平成31年度に学校施設の普通教室のエアコン設置は終わりまして、今回のエアコン設置については、その後に増えた教室への設置となっております。契約機会を増やすという意味でも、学校ごとに発注させていただいているものでございます。

今本委員長： ありがとうございます。ほかに何かありましたらお願いします。

全委員： (意見なし)

今本委員長： 続きまして、No.3 の案件です。安塚区総合事務所電話設備更新工事につきまして、これも、落札率が低すぎる、予定価格は適正か、品質保持は出来ているのかということで抽出していただきました。それでは、事務局から説明をお願いします。

#### 《No.3 安塚区総合事務所電話設備更新工事》

鋤柄副課長： 3件目の案件は、安塚区安塚で行われました、安塚区総合事務所電話設備更新工事です。



工期は令和2年8月3日から令和2年10月31日までの90日間です。

工事内容は、総合事務所の電話設備一式、こちら、電話交換機や受話器・配線を入れ替える工事になりますが、予定価格は税抜き412万720円、税込みで約450万円となり、2,000万円未満の工事になりますので、指名競争入札を行いました。

指名業者は、参考見積業者と電気通信の入札参加資格を有する市内本社業者を12者選定しています。

入札結果ですが、応札業者は全部で7者となり、落札者は、(株)エルコムで、落札率は19.17%でした。

宮崎委員からは、落札率が低すぎる、予定価格は適切か、品質保持はできているのかとの意見をいただいています。

最初に、品質保持の点についてですが、今回のような低価格となった場合、宮崎委員のご質問にあるように、工事の品質保持に疑問が生じますし、契約の内容に適した履行がなされないことが懸念されます。

そのため、応札額が予定価格の85%未満の場合は低価格入札とし、低入札価格調査を行い、間違いなく履行できるかなどを確認したうえで、落札を決定しています。

本件の場合も、落札率が予定価格の85%未満の19.17%となりましたので、低入札価格調査を行いました。

調査では、業者から提出された積算内訳書を基に、仕様内容に誤解がないか、提示された価格に誤りはないか、無理な経費圧縮を行っていないかなどの聞取りを行いました。いずれも不適切なところは確認されませんでした。

参考見積と内訳書を比較すると、機器費の値下げ幅が非常に大きく、この点については、企業努力により機器費を低減したとのことでした。また、仕様書に明記している参考商品と異なる機器が提示されていましたが、仕様の基準を満たしており、参考商品と同等品であることを確認しています。

機器費を下げることはできたのは、おそらく、同等品としたことによるものではないかと思われますし、更に諸経費を圧縮できたことで低価格にすることができたと考えております。

以上の調査から、19.17%の低落札率ではありましたが、品質保持できると判断し、落札決定をいたしました。

工事履行後の状況ですが、工事は工期までに完了しており、担当の竣工検査において、仕様どおり適正に完了していることを確認しております。また、現在も問題なく使用しております。

次に、予定価格は適切かのご質問についてですが、今回の入札は、仕様書発注としており、予定価格は業者の参考見積を基に設定しております。価格の妥当性を検証するため、複数業者、今回は3者となりますが、3者

から見積を徴しておりますので、予定価格は適切であったと認識していません。

今本委員長： ありがとうございます。それでは、只今の説明について、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

足利委員： 参考見積で予定価格を出したと思うのですが、参考見積を取る業者は、どのように選定されるのでしょうか。

鋤柄副課長： 参考見積については、現場をよく知った業者であるほうが、一番適正な価格を出してくれると思っておりますので、地元の業者や、元施工業者、以前その建物を工事したことのある業者、メンテナンス業者から見積もりを取るようにしております。

足利委員： 特段、基準というものはなくて、ここの業者がいいのではないかという話で決まるということでしょうか。

鋤柄副課長： はい。今私が申し上げたことを基本に参考見積を徴しているということです。

足利委員： わかりました。あまりにも(株)エルコムが安いので、参考見積をとる業者と違いがありすぎるという感想です。

今本委員長： ほかに何かありましたらお願いします。

大丸委員： 説明をお聞きして、分かるのですが、やはり、比べてみたときに 19.17%の落札率は異常だと思うのです。例えば、先ほどの説明では、同等品のため、これだけ低い価格で落札できたというお話でしたが、同等品であって、同じものではないですよ。

同等品で良しという形にしたときに、今は品質保持ができていても、長きで見たときに、同等品でない正規品を使ったときには 10年持ったのに、同等品を使ったら 5年でダメになったということが起きる可能性があるわけです。そういう同等品を使わせて価格を落とさせて発注をするというのは、少し行き過ぎなのではないかと思うのです。やはり、19.17%というのは本当にこれでいいのかという議論がそこにはないと不安ですし、おかしいと思います。

この件とは関係ないのかもしれませんが、私は、銀行員を長くやっておりますし、いろいろな業種とか業者を見てきております。世の中には損得抜きで、たとえ赤字受注であったとしても、その場の資金繰りのために無理して受注する業者もたくさんいるのです。そうした結果として、そういう業者は、最終的には資金繰りが行き詰って、倒産したり、ダメになったりする場合が多いのです。そうするとアフターサービスがきかないという問題点が出てきます。そうなった時に、それをカバーするために、余計な経費が別途掛かってきて、結果的には高くつく可能性があります。そう考えると、19.17%で発注させておいて、先ほどジェネリックで説明しましたけど、元々正規品を使えば 10年持つのに 5年でダメになった時に、どうや

ってアフターサービスをさせていくのか。2番手以降の220万円くらいで出したほうが、長い目で考えたときに、安かったという事例が出てくる場合もあります。そういうことも考えながら、本当に19.17%という価格で発注していいのかという議論が欲しいと思います。いかがでしょうか。

平野課長： ご質問は、大きく2点あったと思います。まず、ご質問の1点目は、今回の落札率19.17%は異常ではないかというところでございます。私が申し上げると角が立つところもありますので、申し上げにくいのですが、確かに19%台というのはかなり低い数値であると当然認識しておりますし、これまでの説明にもありますように、異常に低い価格の場合は、調査を行っております。裏を返せば、19%になったからといって排除する理由はないということです。きちんと積算根拠があって、例えば公表されている県や国の基準、積算資料などの単価、こういうもので企業努力に至ったとするならば排除する理由はないということです。

制限価格を設定した場合については、入札価格がその価格未満である場合は失格にすることができる仕組みになっておりますが、本件の予定価格の根拠は、見積りでありますので、見積りの場合は何%が適切なのかというのは会社によって違うわけです。

制限価格の設定ができない中で、何ができるかというところで言いますと、先ほど申し上げた相手方への聞き取りをして確かにできるということを確認する。その確認も私ども契約担当だけではなく、発注を決めた担当課の職員も一緒に相手方の業者とやり取りをして確認をしていくということになっております。確認の内容ですが、チェックシートを用意してありまして、10項目程度を確認することになっておりますが、価格に間違いがないか、仕様内容を誤解していないか、期間も価格に影響いたしますので、工期に間違いがないか、どこかにしわ寄せがいく可能性があるのではないかと、基本的には内訳書を出していただきます。このほか、受注者の利益、赤字にならないか、下請へ過度な負担を強いていないかというところもきちんと確認をしています。今回のケースもかなり落札率は低かったのですが、内訳書を出していただきまして、それを見て、機器費がかなり落ちているということを確認しております。発注に当たりましては、使用する電話交換機を指定しているのではなく、必要な能力を示しております。それぞれの業者がどのような品物を提示してくるのか見積りの段階までは分かりませんが、低入札調査の聞き取りの中では、求めている仕様に適しているのかどうかをきっちり確認する中で、19%台ではあったのですが、できない、つまり排除する理由というのはございませんでした。安かろう、悪かろうで出来上がりが悪いということは十分想定されますので、落札率が低かったことは担当課も承知しておりますし、きっちり監督をしていく中で、この工事につきましては、既に完了しております。

仕様内容と違うところはないか確認をしたところ、問題はないということです。

次に2点目でございます。機器を整備して、その後何らかの事態が発生し、この落札業者へ仕事に行くのではないかとというようなお話もありましたが、何が一般的か分かりませんが、例えば、コンピュータ関係で安く入れるけど、その後の保守が高額なもので、結果的に高くなるというような話は聞いたことがあります。昔は1円入札もあったというようなことも聞いております。今回のケースですが、機器の整備はいたしますが、その後の保守契約はございません。複雑な機械であれば、そのメンテナンス、保守契約もあるのですが、電話交換機につきましては、保守契約はございませんので、安く入れて、保守契約で高値にというようなことは、このケースではございませんので、そういう心配はないということも確認しております。

今本委員長： ありがとうございます。大丸委員いかかでしょうか。

大丸委員： ありがとうございます。制限価格を設けないというお話がありましたが、私は、制限価格は設けるべきだと思います。前回の会議でも申し上げたのですが、無理をさせてしまっただけとはいけないことがたくさんあるのです。無理ではないとおっしゃることは重々分かっているのですが、それは結果論でしか分からないですよ。結果的には無理をさせたかもしれないですよ。そういうことをなくするためには、こういう案件についても、最低制限価格を設定しておかないと、異常な発注になったり、最終的には、そんなことはないとおっしゃいましたが、安かろう、悪かろうで結果的には高いものになったということも出てくる可能性があるかもしれませんので、制限価格は設けられないという固定観念ではなくて、設けられないかというような前向きな発想で入札制度を考えていただければと思うのですが、お願いいたします。

平野課長： 大丸委員のおっしゃることもよく分かります。先ほど私が申し上げたとおり、制限価格というのは、その価格を下回ると受注することができない、失格になってしまうので、そこには、やはり、きちんとした根拠が必要なのだろうと思っています。ただし、いろいろなことが起こってくる中で、必要に応じて検討はしていきたいと考えています。

今本委員長： 今回の入札では、NTTも結構なディスカウントをしているような感じで、しかも、NTTは、参考見積を徴収しているところです。電話線のようなものは安くする余地があるのかという印象を受けました。これは感想です。

平野課長： 私もどちらかという感想めいたことしか申し上げられないのですが、あえてお話をさせていただきますと、㈱エルコムですが、第1庁舎の電話交換システムの関係も納入していただいておりますし、実績もございます。

委員長がおっしゃるように、こういう業界では、いろいろ価格に幅があるのかもしれないと思っております。

今本委員長： ありがとうございます。ほかに何かありましたらお願いします。

全委員： (意見なし)

今本委員長： 会議開始から1時間程度たちましたので、コロナの感染予防のため、休憩をとり、換気を行いたいと思います。ご協力をお願いします。再開は35分をお願いします。

(休憩)

今本委員長： それでは再開したいと思います。

きまして、No.4の案件は、旧第2クリーンセンター除却工事施工監理業務委託です。落札率が低い、物品等の費用をそれほど考慮する必要のない業務と思うが、人件費は適正に保たれているかということで抽出していただきました。それでは、事務局から説明をお願いします。

#### 《No.4 旧第2クリーンセンター除却工事施工監理業務委託》

荒川係長： 抽出案件No.4は、旧第2クリーンセンター除却工事施工監理業務委託です。

本業務につきましては、現在、大字東中島地内で解体工事を進めております、旧第2クリーンセンター除却工事を適正かつ円滑に推進するため、工程、品質、安全、環境保全等の施工監理を行う業務となっております。

履行期間につきましては、令和2年7月13日から令和4年7月15日までの733日間となっております。

業務の内容につきましては、ごみ処理施設等の解体工事に係る、関係官公署提出書類及び各種施工計画書等の協議・審査・報告等の審査業務、定例打合せ・現場立会検査・出来高検査立会・竣工検査立会等の現場監理業務となっております。

指名業者の選定条件につきましては、本業務の対象工事が、ダイオキシン類対策特別措置法で定めるダイオキシン類特定施設等の解体工事に該当しますことから、廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱等の関係法令等に基づき施工監理を行う必要があるなど、高い専門性が求められますので、県内又は市内に営業所等を有し、(一社)持続可能社会推進コンサルタント協会の会員であって、廃棄物処理施設の解体撤去工事関連業務の実績を有し、かつ、廃棄物処理施設に精通した技術士が複数在籍する業者を選定しております。

(一社)持続可能社会推進コンサルタント協会の会員は、41社でございますが、今ほど申し上げた選定条件に基づき、13社を選定しております。

なお、この（一社）持続可能社会推進コンサルタント協会につきましては、廃棄物処理施設に関する業務実績を多数持つ事業者が会員となっておりまして、安全・安心を基盤とした循環型社会、低炭素社会、自然共生社会の推進に関わるコンサルタント業務の技術水準の向上を図るとともに、持続可能な社会の推進に貢献することを目的に組織された団体でございます。当初、（社）日本廃棄物コンサルタント協会として、厚生労働大臣より公益法人の許可を受け発足、その後、法人改革に伴い一般社団法人となり、名称変更を経て現在に至っております。

当該業務については、国や県の積算基準がないため、設計を行わず、業務に精通している業者の参考見積に基づいて予定価格を定めております。最低制限価格は設けておりません。

資料にありますとおり、最低入札金額が予定価格の 85%を下回ったため、最低入札額を提示した(株)建設技術研究所に対し、6月29日に低入札価格調査を実施し、調査の結果、積算内容等に不適切な点が見当たらなかったことから、落札決定をしております。

今回、宮崎委員から、落札率が低い、物品等の費用をそれほど考慮する必要のない業務と思うが、人件費は適正に保たれているかとの理由から、案件を抽出いただいております。

資料にお示ししましたとおり、予定価格の 85%を下回りましたので、低入札価格調査を行っております。

本業務の内容は、先ほど申し上げたとおり、審査業務・現場監理業務でありますので、人件費について無理な経費の圧縮は行っていないか、(株)建設技術研究所からの聞き取りの中で確認をしております。

まず、技術者の配置については、仕様書の中で、監理技術者、主任技術者、担当技術者及び照査技術者をそれぞれ配置するよう求めております。人件費の積算に当たっては、国土交通省単価よりも低い社内単価を適用しているとのことでした。また、監理技術者として配置を予定している社員にあっては、再雇用社員のため、人件費を抑えることができたとのことです。

なお、この再雇用の社員については、プラントメーカーで施設の建設責任者を務めた経歴を持ち、廃焼却施設、リサイクル施設の解体工事を担当した実績もあるとのことでした。

いずれにしましても、無理な経費の圧縮は行っておらず、十分対応可能との回答を得ております。

本業務の履行期限は、令和4年7月15日までとなっておりますが、現時点では仕様書及び担当課の指示どおりに業務が進められております。

今本委員長： ありがとうございます。それでは、只今の説明について、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

人件費は、特に問題はなかったということでしょうか。要員の数に問題はなかったという理解でいいのでしょうか。

荒川係長： 低入札価格調査につきましては、先ほど課長から申し上げたとおり、契約事務を行う契約検査課のほか、事業担当課からも同席を得まして聞き取りを行っております。特に人件費というところがポイントになりましたので、そこは内訳書を見ながら、事業担当課と共に確認をしておりますので、問題はないと考えております。

今本委員長： ありがとうございます。ほかに何かありましたらお願いします。

全委員： (意見なし)

今本委員長： 続きまして、No.5 の案件は、中郷浄化センター計装設備点検業務委託です。随意契約全般において、同じ業者が落札率 100%で落札していることに違和感があるということで抽出していただきました。それでは、事務局から説明をお願いします。

#### 《No.5 中郷浄化センター計装設備点検業務委託》

歌川係長： それでは抽出No.5 の中郷浄化センター計装設備点検業務委託につきまして説明させていただきます。

中郷浄化センター計装設備点検業務委託につきましては、浄化センター内の各施設の計測・制御の自動化によりまして、維持管理の効率化を目的として設置している計装設備の点検、調整を行い、正常な機能を維持するものであり、期間は、令和2年7月8日から令和2年10月5日までの90日間であります。契約の方法は、随意契約で、業者の選定につきましては、当該設備を製作施工した業者を選定しているものであります。予定価格は、業者の参考見積を基に設定し、落札率は100%となっております。

今回、抽出いただいた理由が、随意契約全般において、同じ業者が落札率100%で落札していることに違和感があるということでもあります。

当該設備は、施設の運転状態の評価や各種設備の自動制御を行っており、主に電子機器で構成され、専門性・特殊性が高いことから、この点検・調整等は製造者しかできないものでございます。また、汚水・汚泥処理に不可欠な設備であり、正常な機能を維持するために必要な業務であることから、財務規則第135条第3項第2号その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当するため、当該設備の製造元である三菱電機プラントエンジニアリング(株)東日本本部新潟支社と随意契約したものであります。

このように、特定の業者にしか取り扱えない随意契約全般においては、その業者から徴取した参考見積の精度が高いため、本見積と参考見積で差が付きにくいのではないかと考えております。今回の場合も、本見積の際に参考見積と同額で提出されたため、落札率が100%となったものです。

今本委員長： ありがとうございます。それでは、只今の説明について、ご質問やご

意見がありましたらお願いします。

大丸委員： これは、言ってみれば、相手の言うがままの価格で受注・発注したということですね。専門性が高い業者しかできないというのはよく分かるのですが、例えばこの場合ですと174万円という価格が、本当に業者が言っているとおりに適正なものかどうかという判断は、どのようにされるのでしょうか。相手の言うがままだと、相手が例えば200万円と言えば200万円を出しますということになってしまうと、200万円がいいのか175万円が適正なのかということの客観的な判断は誰がどこでやっているのでしょうか。

歌川係長： 一般的な市の方での予算の計上の流れというものがありますので、そこについて先に説明をさせていただいて、その後、実際に参考見積を取った担当課の方から補足で説明をさせていただければと思います。

市の予算の決定の流れにつきましては、以前にもこの委員会の中で財務部長のほうから説明をさせていただいたと記憶しておりますけれども、まず、担当課において、業者から提出のあった参考見積を精査した後、予算要求の段階で財政担当が見積内容を確認しております。そこで業務の内容、例えば、これだけの作業時間、人工が必要なかどうかということを確認し、場合によっては価格が高すぎるのではないかとということで、一度担当課のほうへ戻し、調整をするというようなことも行われております。

このような過程を経て最終的に確定した金額が予算となりまして、その予算が今回の予定価格の根拠となっているというところです。

穂刈主任： 参考見積をいただいているのですが、その時点で人工や単価につきましては、他の処理場の計装点検の単価との比較により、妥当かどうかを判断しています。

今本委員長： 大丸委員いかがでしょうか。

大丸委員： チェックをしていることはよく分かりましたけれど、そのチェックの過程で値引き交渉とか価格交渉はやってらっしゃるのでしょうか。チェックの結果、適正であると判断されるのは、そこはそれでいいのです。適正なのだが、例えば、4万円削ってくださいという価格交渉は、民間では頻繁にやっていることですが、そういったことはやられているのでしょうか。

先ほども言ったように、業者の言ったことをそのまま金額が適正だと判断して、その金額でいいですと発注してしまうのは、もう少しそこは突っ込んでもいいような気がします。いかがでしょうか。

穂刈主任： 実際の業務の中では価格交渉はしておりません。価格交渉によって、他のところより品質が落ちてても上手くないですし、他の処理場の事例と比較しながら判断したということです。

今本委員長： 大丸委員いかがでしょうか。

大丸委員： おっしゃることは分かるのですが、これは随意契約です。随意契約とい



うのは交渉で決めていくということなのです。交渉なしで相手の言った金額で決めるというのは随意契約としては少し弱いと思います。できるだけ安く予算を使っていこうとすれば、ある程度交渉は必要なのではないでしょうか。

平野課長： お話を聞いて初めて知ったところがあったのですが、大丸委員がおっしゃるように随意契約でございますので価格交渉というのは手段としてはあるのかとは思いますが。ただし、ご留意いただきたいのは、先ほど担当のほうからも説明がございましたように、漫然と見積りをいただいて、その金額を鵜呑みにしているわけではなくて、それを類似の過去の工事等に比較して、その妥当性を検証しているということでございますので、価格については、きっちり確認をしています。価格交渉はどうなんだということなのですが、場合によってはあり得ることだと思います。一方で、先ほど担当が申し上げた品質低下につながるということでは元も子もありませんので、抑え込むというのは難しいと思います。価格の妥当性を検証する中で高いのではないかということになれば価格交渉は必要になってくるとは思います。

今本委員長： 大丸委員よろしいでしょうか。

確認ですが、見積り合わせはしていないという理解でよかったですでしょうか。

歌川係長： おっしゃるとおり 1 者のみです。

今本委員長： ありがとうございます。ほかに何かありましたらお願いします。

全委員： (意見なし)

今本委員長： 続きまして、No.6 の案件は、上越市子どもの権利学習プログラムテキスト及び添付資料（ダイヤモンドランキング）印刷です。落札率が低い、予定価格の妥当性を理由に抽出されたということです。それでは、事務局から説明をお願いします。

#### 《No.6 上越市子どもの権利学習プログラムテキスト及び添付資料（ダイヤモンドランキング）印刷》

歌川係長： 抽出No.6 上越市子どもの権利学習プログラムテキスト及び添付資料（ダイヤモンドランキング）印刷について、説明させていただきます。

上越市子どもの権利学習プログラムテキスト及び添付資料（ダイヤモンドランキング）印刷につきましては、学習テキスト 50,000 部と添付資料 5,800 部を印刷するもので、納入期限は令和 2 年 10 月 16 日であります。

入札の方法は、指名競争入札で、業者の選定につきましては、フルカラー印刷を希望する参加資格者のうち、市内本社業者で 2 色以上のオフセット印刷機を自社で保有している 8 者を選定しています。

予定価格は、業者の参考見積を基に設定し、落札率は 44.21%となっております。

今回、抽出いただいた理由が、落札率の低さが目立つ、予定価格の妥当性ということではありますが、落札価格につきましては、落札業者に聞き取りを行ったところ、業者が繁忙期ではなかったため、今回は仕事を受けたという強い受注意欲のもと、企業努力により応札価格を下げたとのことでした。

また、今回、参考見積は、3者から徴取しておりますが、参考見積が1者のみだと、その見積額が適正価格なのかどうかの判断が難しいので、この案件につきましても、3者から見積を徴した上で最も安い価格を予定価格としており、妥当なものと考えております。

なお、納期までに印刷は完了し、適正に納入されていることを確認しております。

今本委員長： ありがとうございます。只今の説明について、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

私も大学でこういう入札を頼んだりもすることがあるのですが、質的な問題というのは、割と会社によって違うと言う人もいたりするのですが、そこは大丈夫でしたか。

歌川係長： 担当課のほうにも確認をしております。納品物につきましても適正なものだと聞いております。

今本委員長： わかりました。それがないと、それこそ安くできても、例えば、閉じているところがはずれることがあると困ってしまいますので、そういうところはちゃんと見ていただければと思います。

ほかに何かありましたらお願いします。

全委員： (意見なし)

今本委員長： 続きまして、上越市ガス水道局発注の案件に入りたいと思います。No.7の案件は、ガス管布設工事であります。工事、制限付き一般競争入札の中でNo.10、No.13の頸城水道(株)を落札者とする落札率が異常に高いということを指摘されていて抽出されたということでもあります。それでは、事務局から説明をお願いします。

#### 《No.7 ガス管布設工事》

池田主任： それではNo.7 ガス管布設工事について説明いたします。

この工事につきましては、頸城区西福島地内においてガス管を布設したものです。口径150ミリから50ミリまでのガス管を布設しましたが、このうち、口径50ミリの管については、中圧ガス管として、一般的なガス管より高い圧力をかけてガスを送っている管であります。

工期は令和2年7月27日から令和2年11月23日までの120日間。予定価格につきましては、税抜きで846万円となっております。

契約方法については、予定価格が130万円を超えるガス水道の本管工事

であることから、制限付き一般競争入札で行いました。

業者の選定理由につきましては、説明が少々長くなるため、資料に記載のとおりとさせていただきます。

なお、先ほど申し上げたとおり、本件につきましては、一部、中圧のガス管を施工いたします。中圧ガス管につきましては、溶接により管を接続しますが、溶接個所からガスが漏れると大事故につながるため、当局ではガス管の口径に関わらず、中圧ガス管の溶接施工を伴う工事につきましては、ガス工作物の技術上の基準を定める省令に規定する要件を満たす事業者を入札参加資格要件としております。資料に記載の要件を満たす事業者は、当局が確認できる限りでは、9者ございます。

続きまして、本件の抽出理由及びその説明をいたします。抽出理由といたしまして、工事、制限付き一般競争入札の中で、No.10、No.13の頸城水道(株)を落札者とする落札率が異常に高いということでもあります。なお、ご指摘のありましたNo.10は本件、No.13につきましては、資料はございませんが、本件とは別の日に入札を行った案件であります。

本年度、工事のうち制限付き一般競争入札で執行した案件の平均落札率は85.45%。そのうちガス水道本管工事に限ると85.02%となっており、本件の落札率99.65%及び資料には掲載しておりませんが、頸城水道(株)が落札した別の案件も99.76%と、落札率が非常に高くなっております。

落札率が高くなった原因ですが、一抜け方式及び発注時期の二つが考えられます。

まず、一抜け方式ですが、ガス水道本管工事においては、平成28年度から導入しております。制度について簡単に申し上げますと、同日に行う入札で、発注者、私どもガス水道局であります。公告又は通知で予め示した案件について、一度落札者となった者は、次以降に行う入札で辞退扱いとなる制度であります。本件については、資料に記載のとおり、6者から入札参加希望がありましたが、応札した業者は、頸城水道(株)、島津工業(株)及び田辺工業(株)の3者のみでありました。このうち、田辺工業(株)につきましては、備考欄に記載のとおり、一抜け方式により辞退扱いとなっております。

本件につきましては、本年7月15日に入札した案件ですが、一抜け方式で3件の入札を行い、本件は、その中で最後となる3番目に開札した案件でした。田辺工業(株)は、落札した頸城水道(株)より低い価格で応札していましたが、本件の前の案件で落札者となっていたことから、辞退扱いとなり、次に入札額の安かった頸城水道(株)が落札者となったものです。

次に発注時期についてですが、ガス水道本管工事は他の工事に比べ、最低制限価格と同額での入札が多いたった特徴がありますが、今年度及び昨年度の傾向を調べたところ、7月から9月に入札する案件は、他の月に比

べ最低制限価格と同額で入札する業者の割合が低い傾向がありました。

その理由ですが、近年は、早期発注のため、件数ベースでは、4月から6月にかけて当該年度に施工する工事の概ね半分を発注していることから、7月から9月にかけては、各社とも受注がある程度、確保できていることから、4月から6月頃に比べ受注意欲が下がってくるのではないかと推測されます。なお、4月から6月頃に発注した工事が、順次施工完了となる10月以降は、また、最低制限価格と同額で入札する業者の割合が高くなっていく傾向があります。

ここ数年、そのような傾向があることから、小規模な業者の参加が多い、税込みの予定価格1,000万円未満の工事につきましては、公表している入札結果から、他社の応札状況を確認し、最低制限価格ではなく、予定価格と同額程度の比較的高い金額で入札してくる業者もおります。

本件については、このような状況が重なり、落札率が高くなったものと考えられます。

続きまして、ここには記載しておりませんが、別の日に入札を行った、宮崎委員からご指摘いただきましたNo.13の案件ですが、こちらは、7月22日に入札を行いまして、7者が入札参加申請を行ったのですが、4者が辞退しまして、3者のみが応札した案件でした。こちら税抜きで予定価格が839万円、税込みでも922万9,000円と、予定価格は1,000万円を下回る案件でした。

入札を行った3者のうち、1者は最低制限価格を下回り、1者は予定価格を上回り、残りの1者である頸城水道株が予定価格とほぼ同額である、税込みの920万7千円で落札いたしました。こちらにつきましても、頸城水道株の落札率が高くなった原因は、他社の積算誤り及び他の業者も含めまして、発注時期による受注意欲の低下であると考えられます。なお、当局では、各社の応札状況を注視し、応札者が2者を下回る状況が続くようであれば、競争性を確保するため、予定価格に応じて設定している土木工事及び管工事の格付けの組み合わせを見直し、より入札者が増えるよう、年度途中であっても随時見直しを行っております。

今本委員長： ありがとうございます。それでは、只今の説明について、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

4月から6月に発注が多くされるということですが、ガス管の布設というのは、予定が立つことのような気がするのですが、そうすると、この案件についても4月から6月に発注できたのではないかと思います。いかがでしょうか。

城川係長： 上越市は、冬季については、12月から3月まで雪が降ることから、冬季の掘削規制ということで道路を掘ることができません。そのため、必然的に工事は、4月から11月の間に終わらせなければいけないということで、

4月から6月にかけて、相手がある工事で、例えば、下水道の支障のある工事ですとか、区画整理ですとか、そういったものをまず優先して発注するような形になります。単独のガス水道本管工事については、そちらのほうが終わった後という形になりますので、必然的にそういう時期になってくるといってございます。

今本委員長： ありがとうございます。ほかに何かありましたらお願いします。

全委員： (意見なし)

今本委員長： No.8 の案件へ移りたいと思います。正善寺第2ポンプ場ポンプ更新工事につきまして、工事、指名競争入札の中で落札率が低い。予定価格の妥当性について確認したく抽出したということでありまして、それでは、事務局から説明をお願いします。

#### 《No.8 正善寺第2ポンプ場ポンプ更新工事》

池田主任： No.8 の説明をさせていただきます。正善寺第2ポンプ場ポンプ更新工事であります。

この工事につきましては、正善寺ダムの近くにある正善寺第2ポンプ場において、老朽化したポンプ2台を撤去し、同ポンプ場までの給水圧力を利用するポンプ1台に更新することで、維持管理費の軽減を図るものであります。

工事概要といたしまして、更新するポンプ1台の購入及び設置、ポンプ制御及び電源供給のための盤を各1台設置、更新するポンプまでの配管、配線一式、機器及び配管の撤去及び据付一式並びに試運転調整一式となっております。

工期は8月3日から11月15日までの105日間。予定価格につきましては、税抜き290万円であります。

契約方法については、予定価格が税込みで2,000万円未満であることから、指名競争入札で行いました。

業者の選定理由については、参考見積業者のほか、機械器具設置工事の登録を有している市内本社業者及び市内営業所業者から地理的要件により選定しました。なお、市内本社業者のうち、本工事に対応できない業者2者は指名から除いたため、市内本社業者9者及び市内営業所業者3者の計12者を指名しました。

続きまして、本件の抽出理由及びその説明をいたします。

抽出理由といたしまして、工事、指名競争入札の中で落札率が低い、予定価格の妥当性ということでありまして、本年度、工事のうち指名競争入札で執行した案件の平均落札率は94.48%となっており、本件の落札率は76.41%と、非常に低くなっております。

本件につきましては、設計書ではなく、仕様書により発注していること

から、資料に記載の3者より参考見積を徴し、最も安価であったものを予定価格としております。

当局で仕様書により発注する案件は、全てこのような方法で予定価格を決定しております。なお3者につきましては、施工箇所からの距離が近い市内本社業者2者、及び、市内営業所業者で既設ポンプメーカーの代理店業者1者となっております。

落札率が低くなった原因として、参考見積を徴した業者から1者に聞き取りしたところ、参考見積の段階では、施工時期が明確ではないことから、資材については、メーカーとの価格交渉を行っていないこと。また、工事費や諸経費についても同様の理由により、社内で十分な精査を行えず、最大値で見積ることがあるとのことでした。

本件につきましては、参考見積を徴した3者が、参考見積より概ね15%程度値引きした価格で応札していることから、他の2者もこのような原因であったものと推測されます。また、本件につきましては落札率が85%未満となったことから、低入札調査を行っておりますが、提出された入札額の細かな内訳及び聞き取り調査の結果から、適切に施工できるものと判断し、(株)セイセツと契約いたしました。

なお、本件につきましては11月20日に工事検査を行い、適切な施工であったことを確認しております。

今本委員長： ありがとうございます。それでは、只今の説明について、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

全委員： (意見なし)

今本委員長： 次のNo.9の案件、深谷浄水場浄水処理施設更新工事につきまして、落札率の高さが目立つということで抽出していただきました。それでは、事務局から説明をお願いします。

#### 《No.9 深谷浄水場浄水処理施設更新工事》

池田主任： それでは説明させていただきます。No.9 深谷浄水場浄水処理施設更新工事についてであります。

この工事につきましては、深谷浄水場の老朽化した浄水処理設備を更新し、緊急水源施設として安定した給水を図るものであります。

工事概要といたしまして、機器を制御する制御装置、電気設備、浄水過程で必要なポリ塩化アルミニウム及び次亜塩素酸ナトリウムを注入するための薬品注入設備、ろ過した水の濁り具合を測定するための濁度計、ろ過水の残留塩素濃度を測定するため残留塩素計の更新並びに異常時に発する警報をFAXではなく、既存の盤に発信するための工事となっております。

工期は、10月12日から来年3月15日までの155日間。予定価格につきましては、税抜きで3,380万円となっております。

契約方法につきましては、予定価格が2,000万円以上であることから、

制限付き一般競争入札で行いました。

業者の選定理由につきましては、工事の内容から工種を機械器具設置工事とし、その難易度から、上越市に名簿登録のある市内本社業者 11 者のみでは十分な競争性が確保できないものと判断し、市内営業所業者 25 者を含めた全 36 者が入札に参加できるよう選定しました。

続きまして、本件の抽出理由及びその説明をいたします。

抽出理由として、落札率の高さが目立つということであり、本件につきましては、先ほど説明いたしました、No.8 の案件と同様に工種が機械器具設置工事であり、設計書ではなく、仕様書により発注していることから、参考見積を徴して予定価格を算出しております。

落札率が高くなった原因ですが、制御装置のプログラムが必要であるなど、専門性及び難易度が高い工事であったことが挙げられます。先ほどの No.8 のポンプ設置工事につきましては、本件と同じ機械器具設置工事でしたが、ポンプを設置し、配管及び配線を行う一般的な工事であったことから、入札参加者が、ポンプメーカーとの価格交渉を行えたほか、工事及び諸経費に係る社内の経費節減を行う余地があったものと考えられます。一方、本件につきましては、落札率が高くなった理由を直接落札者から聞き取りをしたところ、入札にあたり、メーカーとの価格交渉を行ったが、メーカーからの値下げを引き出すことができなかつたため、諸経費を節減し入札したとのことでした。このメーカーとの価格交渉が困難であった理由については、浄水設備については、各機器を総合的に制御して稼働させることから、メーカーのエンジニアリング技術が必要不可欠であり、設計、施工、試運転までを含めた浄水システム一式をメーカーから購入する必要があるためということでした。

参考見積及び入札時に提出される工事費内訳書を比較したところ、入札に参加した 2 者とも、工事に直接要する費用については減額されておらず、各社の儲け等が含まれる諸経費の部分で、それぞれ費用が削減されていたことから、参考見積の時点で精度の高い金額が算出されており、結果、落札率が高くなったものと考えられます。

今本委員長： ありがとうございます。それでは、只今の説明について、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

難易度が高いから、制限付き一般競争入札にも関わらず、応札した業者が少なかったということではないのでしょうか。

池田主任： 難易度が高いと対応できる業者が少なく、市内本社と市内営業所の業者の 36 社の中で、入札した 2 社だけが対応できるということになります。

今本委員長： ありがとうございます。ほかに何かありましたらお願いします。

全委員： (意見なし)

今本委員長： 続きまして最後の案件です。No.10 の案件は、水道水源保護啓発看板設置

業務委託についてであります。看板製作等の業務においては、落札率が低い傾向にあるが、一定の品質は保たれているのかという理由で抽出していただきました。それでは、事務局から説明をお願いします。

《No.10 水道水源保護啓発看板設置業務委託》

池田主任： それでは、No.10 水道水源保護啓発看板設置業務委託について説明いたします。

この業務につきましては、水源保護地域内での不法投棄や除草剤散布をしないよう周知し、水道水源保護啓発をするための看板を制作及び設置するものであります。

業務概要につきましては、看板の制作及び市内 5 か所の水源保護地域への設置であります。看板の仕様といたしまして、大きさ縦 1140mm、横 1000mm、厚さ 30mm のアルミ複合板の片面に看板面を貼り付けるものであります。また、設置は、5 か所のうち、1 か所は当局施設の壁面に看板を貼り付け、残りの 4 か所では高さ 700mm、幅 400mm、奥行き 400mm のコンクリートブロックを地中に設置し、そこに看板の両足を差し込み、看板として立てて設置するものであります。履行期間につきましては 7 月 20 日から 9 月 17 日までの 60 日間であります。

契約方法につきましては、指名競争入札で行いました。

業者の選定理由については、物品入札参加資格者名簿のうち、看板類を希望する業者から選定いたしました。

続きまして、本件の抽出理由及びその説明をいたします。

抽出理由として、看板製作等の業務においては、落札率が低い傾向にあるが、一定の品質は保たれているのかということでもあります。本件の落札率は 68.33%となっており、本日の資料で 5 ページに記載の今年度の委託業務の平均落札率 89.76%と比較して、非常に低いものとなっております。

ご指摘の件について、業務委託については、設計業務等を除き仕様書により発注していることから、最低制限価格がなく、受注意欲の高い入札参加者がいる場合、落札率が 70%前後まで下がる案件がございます。本年度の業務委託のうち、落札率が 70%程度の案件は本件のみですが、昨年度につきましては、ガス及び水道のメーター修理再検定委託において、落札率が 70%程度の案件がございました。受注者が業務に必要な手順を省略し経費を浮かせることで、落札率が安くなり、結果、安かろう、悪かろうになることは発注者側としても問題であると考えます。

そのようなことがないように、最低制限価格を設けない業務委託及び工事の入札では、落札率が 85%を下回った場合、低入札調査を実施し、適切に履行できるか事前に確認した上で契約締結することとしております。本件につきましても、入札後、一旦、落札を保留いたしまして、最も安い入札



価格を提示した(有)大塚工芸社に低入札調査を行いました。

その調査の結果ですが、落札率が低くなった原因として、新型コロナウイルス感染症の影響で受注が減っているため、売り上げを確保するために、経費を節減し、落札できるよう努力したとのことでした。

聞き取りの結果、適切に履行できると判断したことから、同社と契約いたしました。

なお、本件につきましては9月17日に検査を行い、適切な履行であったことを確認しております。

今本委員長： ありがとうございます。それでは、只今の説明について、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

足利委員： コンクリートブロックを積んでというお話でしたけれど、安いということで、倒れるなどの危険性や手抜きはないとは思いますが、看板の安全性は大丈夫なものなのでしょうか。

江口係長： 設置場所を選定して設置しているのですが、やはり雪の多い所が多いので、設置場所によっては、看板の後ろ側に斜面があって、雪が崩れてくるような場所については、冬に取り外して、また春に設置できるような仕掛けをしております。また、平らな場所については、そのまま設置しておいても大丈夫であろうと判断できる場所については、設置したままとなりますが、それをするためにブロックの中に差し込むような形の対策をしております。

足利委員： わかりました。冬に取り外せるというのは初めて聞いたので、少し驚きました。危険性がなく、無事に立っているものであればよいと思います。

今本委員長： 結構金額が高いと思っていたのですが、差し込む造りだとそのような金額になるのですね。

ほかに何かありましたらお願いします。

全委員： (意見なし)

## 【閉会】

今本委員長： なければ、本日の抽出案件の審議については、これで終わりたいと思います。これで本日の審議は、全て終了しましたが、事務局のほうで何かありますでしょうか。

平野課長： お疲れ様でございました。本年度の皆様の任期内における定例会につきましては、今回の会議をもって最後となります。最後に、今本委員長からご挨拶をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

今本委員長： 本日が、今回の任期の最後の入札監視委員会ということで、お疲れ様でした。今回は、皆様から忌憚のない意見をいただけて、少しでも市の契約業務に対して寄与するところがあれば、我々としても何よりだと思っております。前にもありましたけど、ここで指摘した業者が、指名停止

になったというようなことがあったということですので、少しは役に立っているのかと、少しだけ思っておくことにしたいと思っています。

これで最後ですが、コロナの状況により、今年度は、2回の開催ということで、委員の方々には、もしかしたら満足のないところがあったかもしれませんが、任期は、1期限りということではないですね。

平野課長： 任期についてですが、いろいろな審議会というようなものがあって、再任は妨げていないのですが、連続しては2回までといたしますか、再任は連続しては1回だけという縛りがあります。

今本委員長： そういうことですので、また、ご検討いただければと思っております。議事のほうは、スムーズに進められなかったところもあったかと思うのですが、その点はお詫びしたいと思います。皆様お疲れ様でした。

平野課長： ありがとうございます。これまで、平成31年4月から2か年に渡りまして、上越市の入札及び契約手続における客観性及び透明性の向上並びに公正性の確保にご尽力いただきまして、誠にありがとうございました。事務局を代表して、一言皆様へのお礼とさせていただきます。なお、皆様の委員としての任期は、来年の3月31日までとなっておりますので、それまでの間、委員会の所掌事項でございます、本市の発注した工事等の入札及び契約手続並びに指名停止、警告又は注意喚起に係る苦情、再苦情、こちらがあった場合には委員長と相談をした上でお集まりいただく場合がございます。あらかじめご了解いただきたいと思います。それでは、これで、本日の会議を終了いたします。皆様、本当にお疲れ様でした。ありがとうございました。